

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 都市計画事業の認可（二件）……………
- ……（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課）…
- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………
- ……（住宅政策本部住宅企画部不動産業課）…
- 東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等……………
- ……（環境局総務部環境政策課）…
- 居宅サービス事業者の指定……………
- ……（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）…
- 指定居宅サービス事業者の廃止……………
- ……（同）…
- 介護予防サービス事業者の指定……………
- ……（同）…
- 指定介護予防サービス事業者の廃止……………
- ……（同）…
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の変更……………
- ……（福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………
- ……（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……（同）…

告示

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（同）…

●東京都告示第九百三〇号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき多摩都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年七月二日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 多摩都市計画公園事業第三・三・四号諏訪北公園
- 三 事業施行期間 令和三年七月二日から令和六年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 多摩市諏訪三丁目地内

使用の部分
なし

●東京都告示第九百四〇号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき国分寺都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

令和三年七月二日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 国分寺都市計画緑地事業第四号姿見の池緑地
- 三 事業施行期間 令和三年七月二日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 国分寺市西恋ヶ窪一丁目地内

三十一日まで
使用の部分
なし

●東京都告示第九百五〇号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一〇号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年七月二日

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日 東京都知事 小池 百合子
- 対象区域の地名地番 認定年月日
- 大田区東海三丁目六番、七番、八番 令和三年六月十日
- 二から同番十一まで、九番一から同日
- 番三まで、十番及び十一番
- 二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第九百六〇号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和三年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和三年七月十四日 午後二時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 TOMAN株式会社

(二) 代表者氏名 代表取締役 草野 昭宏

(三) 主たる事務 渋谷区恵比寿一丁目二十四番十五号 所の所在地 シェルブルー恵比寿EAST二階

(四) 免許証番号 東京都知事(8)第五八五四八号

(五) 免許年月日 令和三年四月十三日

●東京都告示第九百七十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第四十八条の規定に基づき、大井町駅周辺広町地区開発について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

令和三年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業段階関係地域の範囲

品川区 広町一丁目、広町二丁目、南品川四丁目、南品川五丁目、南品川六丁目、東大井三丁目、東大井四丁目、東大井五丁目、東大井六丁目、大井一丁目、大井二丁目、大井三丁目、大井四丁目、大井五丁目、大井七丁目、西大井一丁目、西大井二丁目、西大井三丁目、二葉一丁目、二葉二丁目、豊町二丁目、豊町三丁目、西品川一丁目、西品川二丁目及び西品川三丁目

目的区域

大田区 山王一丁目及び山王二丁目の区域

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

渋谷区代々木二丁目二番二号

三 対象事業の名称及び種類 大井町駅周辺広町地区開発

高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、品川区広町二丁目に位置する敷地面積約二万九千四百三十平方メートルの計画地に、業務、宿泊、住宅、商業、駐車場等の主要な用途を含む建築物を計画するものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、史跡・文化財、自然との触れ合い活動の場、廃棄物及び温室効果ガスについて評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

令和三年七月二日から同年八月二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 品川区都市環境部環境課

品川区広町二丁目一番三十六号

イ 大田区環境清掃部環境計画課

大田区蒲田五丁目十三番十四号 八階二十二番窓

ウ

東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ

東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参、郵送又は電子メール

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)

イ 対象事業の名称

ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

令和三年八月十六日

(四) 提出先

ア 持参又は郵送 東京都環境局総務部環境政策課 郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号

イ 電子メール

送付先、件名等は、東京都環境局ホームページに掲載する。
 ホームページアドレス
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/index.html

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

対象事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業計画の内容や計画地及び周辺の状況を考慮した上で環境影響評価の項目を選定し、現況調査並びに予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表(1)～(7)に示すとおりである。

表(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素について、建設機械からの排出量が最大となる時期において予測を行った結果、二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.056ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は52.7%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.051mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は14.0%である。 工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力小さくするため、事前に作業計画を十分検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努め、最新の非出ガス対策型の建設機械の使用に努めるとともに、建設機械の不必要なアイドリングの防止や良質な燃料の使用などにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努める。また、建設機械は定期的な整備点検を行い、故障や異常の早期発見を行うとともに、必要な空ぶかしや急発進等の禁止を徹底させる。</p> <p>【工事中面の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 予測した二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.036～0.038ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。工事中面の走行による寄与率は0.3%～1.1%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.045mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事中面の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.036～0.038ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満～0.6%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.045mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【地下駐車場の共用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。地下駐車場の共用に伴う寄与率は0.5%である。 また、予測した浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.045mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。地下駐車場の共用に伴う寄与率は0.1%未満である。</p> <p>【熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度】 二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.037ppmであり、環境基準値(0.04から0.06ppmのゾーン内またはそれ以下)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.6%である。</p>

表(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>《工事の施行中》</p> <p>【建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音及び振動】 建設作業騒音レベル(L₅₀)は、北西側敷地境界付近において、最大 80dB であり、制音基準値(80dB)以下である。 なお、工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の分散稼働に努めるとともに、作業時間及び作業手間は、周辺に著しい影響を及ぼさないよう、事前に工事工程を十分検討し騒音の低減に努める。</p> <p>建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L₁₀)は、北西側敷地境界付近において、最大 69dB であり、制音基準値(70dB)を下回る。 なお、工事の実施にあたっては、建設機械の集中稼働を行わないよう、建設機械の分散稼働に努めるとともに、作業時間及び作業手間は、周辺に著しい影響を及ぼさないよう、事前に工事工程を十分検討し振動の低減に努める。</p> <p>【工事中の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】 工事中の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L₅₀)は、昼間 64～68dB であり、全ての地点で環境基準値を下回る。 工事中の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1未満～1dB である。 工事中の走行に伴う振動レベルの増加分は、1未満～2dB、夜間で1dB未満である。 工事中の走行に伴う騒音レベルの増加分は、1未満～1dB である。 工事中の走行に伴う振動レベルの増加分は、1未満～1dB である。</p> <p>《工事の完了後》</p> <p>【関連車両の走行に伴う道路交通の騒音及び振動】 関連車両の走行に伴う道路交通の騒音レベル(L₅₀)は、昼間 62～67dB、夜間 58～63dB であり、No.1 地点(区役所通り)の昼間、夜間、No.6 地点(立会道路)の昼間、夜間を除く地点は環境基準値を下回っている。環境基準値を上回っている No.1 地点(区役所通り)の夜間、No.6 地点(立会道路)の昼間、夜間は現況において環境基準値を上回っており、関連車両の走行に伴う騒音レベルの増加分は昼間 1未満～1dB、夜間 1未満～1dB である。 関連車両の走行に伴う道路交通の振動レベル(L₁₀)は、昼間 27～48dB、夜間 24～45dB であり規制基準値(第一種区域において昼間 60dB、夜間 55dB、第二種区域において昼間 65dB、夜間 60dB)を下回る。関連車両の走行に伴う振動レベルの増加分は、昼間 1未満～1dB、夜間 1未満～1dB である。</p>

表(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 土壌汚染	<p>《工事の施行中》 計画地内の一部には形質変更時要届出区域が指定されている。また、それ以外の範囲についても、計画地にはかつて診療所等が存在していたことから、有害物質の使用履歴の可能性は否定できない。 計画地内の形質変更時要届出区域については、現在施設供用部分には施設後の廃止後に、事業者が「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づく手続を行う。若者が、施設が存在しない部分については事業者が「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に基づいた調査を行ったうえで必要があれば、飛散・拡散の適切な防止措置を実施する。 また、工事実施に際して新たな汚染土壌が確認された場合には、「土壌汚染対策法」及び「環境確保条例」に則り、適切な飛散・拡散防止措置を実施する。 その内容については、事後調査において明らかにする。 以上の対策を講じては、事業の実施に伴い土壌汚染が周辺地域に影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
4. 地盤	<p>《工事の施行中》 本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事において、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを掘削水層の上総層群まで施工する計画である。また、地下水躯体の施工にあたっては、地盤変形等への影響をできるだけ少なくするために逆打ち工法を採用し、先行床や各階の床盤にて山留壁を支持するとともに、地下階高が大きい場所には斜め切梁等を設置する計画である。そのため、山留壁の変形が最小限に抑えられ、掘削区域周辺での地盤の変形は生じないと予測する。 また、掘削範囲の周囲を掘削水層の上総層群に達する遮水性の高い山留壁(SMW)で囲うことにより、掘削範囲内の帯水層は外部と分離・遮水され、掘削工事中に伴う地下水の水位及び流況の変化の影響は山留壁の外側の帯水層まで及ばず、計画地周辺の地下水位の低下は小さいと予測する。 工事中には、地盤及び地下水位の観測を掘削工事着手前から地下水躯体工事終了後の地下水位の安定が確認できる時期まで継続的に実施、監視するとともに、周辺で地盤の変形が確認され、本事業に起因すると判断された場合には、速やかに対応策を講じる。 以上のことから、工事の施行中に地盤の変形及び地下水位の低下に起因した地盤沈下が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考ええる。</p> <p>《工事の完了後》 本事業では山留壁の設置及び地下構築物の存在により、地下水の流況に影響を及ぼす可能性がある。 既往資料調査及び現地調査結果を踏まえると、計画地周辺の帯水層は連続的かつ広域に分布しているものと想定される。これに対し、計画建築物の地下水躯体が占める範囲は計画地内のみの限定的なものである。そのため、地下水躯体が建築されても地下水流は地下構築物の周囲を迂回するものと想定される。 以上のことから、完了後においても地下水位低下に起因した地盤沈下又は地盤の変形が生じる可能性は小さく、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
5. 水循環	<p>《工事の施行中》</p> <p>【掘削工事に伴う地下水の水位及び湧流の変化の程度】</p> <p>本事業では、最深部を含む地下構築範囲の掘削工事に伴って、山留壁として遮水性及び剛性の高いSMWを採用し、難透水層の上総層群まで掘入れすることにより、第1帯水層(Ma)及び第2帯水層(Toa)の地下水位低下、湧流の変化を抑制できる。</p> <p>なお、SMWの施工にあたって、今後詳細なボーリング調査を実施し、難透水層の分布状況把握した上でSMWの掘入れ深さを決定する。</p> <p>また、ゲートウエル工法による掘水・排水を実施する場合は、地盤及び地下水水位の状況についてモニタリングを行いながら施工することとし、必要に応じてリチャージ工法等の対策を行う。</p> <p>以上のことから、計画地周辺の地下水の水位及び湧流に著しい影響を及ぼすことはなく、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
6. 日影	<p>《工事の完了後》</p> <p>【土地の改変に伴う地表面流出水量の変化の程度】</p> <p>現況と工事完了後における地表面流出量の変化の程度は、工事完了後の地表面流出量は、現況と同程度になるものと考えられること、また、「品川区雨水流出抑制施設」の設置に関する指導要綱に基づき地表面流出抑制施設（雨水貯留槽）を設置することから、土地の改変に伴う地表面流出量の変化の程度は小さいと予測される。</p> <p>以上のことから、土地の改変に伴う地表面流出水量を抑制でき、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
7. 電波障害	<p>《工事の完了後》</p> <p>計画建築物により、地上デジタル放送については計画地西南西側、衛星放送については計画地北東側及び北北東側において、テレビ電波の遮へい障害が生じると予測するが、計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、ケーブリング等の適切な電波受信対策を講じることにより、テレビ電波障害の影響は解消すると考ええる。</p> <p>また、反射障害については、地域的な反射障害として凶示するまでには至らない程度と考える。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「テレビ電波の受信障害を起さないこと」を満足するものと考ええる。</p>
8. 風環境	<p>防風対策を行わない場合、計画建築物の存在により領域C(中高層市街地相当の風環境)となる地点が計画地A-1敷地及びA-2敷地間の区画道路沿い及びA-1敷地内のゾックキ上地点等において、5地点生じると予測するが、植栽等による防風対策を講じることにより、領域B(低中層市街地相当の風環境)となり、風環境は改善されると予測する。</p> <p>以上のことから、計画建築物の存在により、計画地周辺地域の風環境に変化はあっても、領域A(住宅地相当の風環境)及び領域Bに相当する風環境が維持されるものと考ええる。</p>
9. 景観	<p>《工事の完了後》</p> <p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地は、キャッツ・シブター、ヌボル及び敏道開通施設等の商業・業務施設等による市街地の景観特性を有しており、工事の完了後には、これらの施設は建て替えられ、新たに計画建築物が出現するが、商業や業務施設等としての構成要素が改変されることはない。</p> <p>また、大井町駅周辺は業務、ホテル及びマンション等の高層建築物が混在する地域であることから、工事の完了後には、地城景観の特性として大きな変化は生じないものと考ええる。</p> <p>工事の完了後には、駅の拠点形成を支える業務、商業、住宅、宿泊機能等の多様な機能を持つ建築物が建設されるとともに、多様な交通モード間の乗換や周辺市街地への移動を円滑にする重層的なゾックキ、多種多様な活動や災害時の防災拠点として利用できる開放的な広場空間を整備する。また、回遊性のあるオープンスペースや建築物屋上には緑化が施されることにより、賑わいのある、まとまった緑の空間が創出される。</p> <p>なお、計画建築物の形態、デザイン・色彩の詳細については品川区と協議を行い、周辺景観との調和を図る計画である。</p> <p>以上のことから、「品川区景観計画」や「大井町駅周辺地域まちづくり方針」に示されている景観まちづくりの基本方針との整合は図られ、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】

近景域では視野に占める計画建築物の割合が比較的大きくなる地点が生じるが、隣接して視認される建築物と相まって、新たな都市的な景観要素となり、大井町駅周辺地区の中景域としての眺望景観を形成するものと考えられる。

新景域・遠景域においては、殆どの地点で計画建築物は視野に占める割合は小さく、眺望景観やスカイラインに大きな変化は生じないものと考えられる。

以上のことから、代表的な眺望地点からの眺望については、「品川区景観計画」に示されている景観まちづくりの基本方針との整合は図られ、評価の指標を満足するものと考ええる。

【圧迫感の変化の程度】

圧迫感の指標である形態率は、現況と比較して最大3.44ポイント程度増加するものと考えられる。計画建築物の配置は敷地境界線から一定の距離をとり、計画建築物の色彩は「品川区景観計画」に適合する色彩を用い、周辺景観に配慮する。計画地内には、高木等による立体的な植栽を施すことにより、計画建築物による圧迫感の軽減に努める。

以上のことから、圧迫感に対する軽減が図られ、評価の指標を満足するものと考ええる。

表(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
10. 史跡・文化財	<p>《工事の施行中》 周知の埋蔵文化財包蔵地が計画地に含まれていることから、本事業の実施により影響を受ける可能性がある。 現状の計画地内には、既往の建築物が立地しているため、それらの建築物の解体工事と並行して埋蔵文化財の確認調査を行う予定である。調査の方法・範囲については品川区教育委員会と協議を行ったうえで確定する。 なお、未周知の埋蔵文化財が存在する可能性について、掘削工事の着手前に品川区教育委員会に確認を行う。 埋蔵文化財の存在が確認された場合は、東京都教育委員会、品川区教育委員会へ遅滞なく報告し、「文化財保護法」に基づき適正に対処する。 以上のことから、埋蔵文化財包蔵地の保存に支障は生じないことから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>
11. 自然との触れ合い活動の場	<p>《工事の完了後》 【自然との触れ合い活動の場による機能の変化の程度】 本事業では、芝生や高木植栽等による緑豊かな広場を整備するとともに、地上部及び歩行者デッキレベル及び建築物屋上などに、立体的に植栽を配置することで、まとまりのある緑の空間を創出する。また、在来植物を基本とした樹種を植栽するなど、生物多様性に配慮し緑化の充実を図ることで、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場である「しながわ中央公園」や「みどりの道」等につながる広域的なみどりのネットワークに寄与する。 広場に面した高架下には、周辺市街地からのアクセス性を考慮した新たな歩行者ルートを整備することにより、計画地周辺の市街地や自然との触れ合い活動の場とのつながりを図る。 さらに、人工地盤を含む立体的な植栽の生育に必要な基盤を確保し、適切な管理をすることで、緑豊かな広場空間の維持に配慮する計画である。 この緑空間は、駅とまちが一体的に利用される歩行者ネットワークの結節点となり、さらに賑わい拠点・防災拠点等としての広場としても活用されることから、計画施設の利用者、事業者のみならず、地域住民にとっても利用しやすい自然との触れ合い活動の場になると考える。計画地周辺市街地等とつながりのある緑豊かな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、評価の指標を満足するものと考ええる。</p>

表(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
12. 廃棄物	<p>《工事の施行中》 【建設工事に伴う建設廃棄物及び建設発生土の排出量、再資源化量、再利用量及び処理・処分の方法】 ・建設発生土の発生量 建設発生土の発生量は、約315,000㎥と予測する。建設発生土は、受入機関の受入基準への適合を確認したうえで場外搬出することにより適正に処理する計画とし、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(88%)を達成するものと考ええる。 ・建設汚泥の発生量 建設汚泥の発生量は、約40,000㎥と予測する。建設汚泥は、産業廃棄物として適正に処理する計画であるが、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(96%)を達成するものと考ええる。 ・建設工事に伴い発生する廃棄物の発生量 建設工事に伴い発生する廃棄物の発生量は、約7,770tと予測する。これらの建設廃棄物は分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不用品の減量等を図る等、「建設リサイクル法」等の関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「東京都建設リサイクル推進計画」の目標値(アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、建設発生木材99%、建設混合廃棄物83%、建設産業廃棄物98%)を達成するものと考ええる。なお、これ以外の品目についても不要材の減量や分別の徹底に努める。</p> <p>《工事の完了後》 【施設の供用に伴う廃棄物の種類及び排出量、再資源量、再利用量及び処理・処分の方法】 施設の供用に伴い事業系廃棄物が約13,768kg/日発生するが、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「東京都廃棄物条例」、「品川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」等の法令等を遵守し、廃棄物を適正分別して保管場所の管理を徹底する等、関係法令に示される事業者の責務を果たすことで、「品川区一般廃棄物処理基本計画(第3次)」に示される資源化率の目標値(平成34年度(令和4年度))(31%)は達成するものと考ええる。</p>
13. 温室効果ガス	<p>《工事の完了後》 施設の供用に伴う温室効果ガス排出量は約20,820t-CO₂/年、削減量は約5,205t-CO₂/年、削減率は約20.0%と予測する。設備システムの省エネルギー措置、効率化設備の省エネルギー措置等により温室効果ガスの発生量の削減に努めることから、温室効果ガスの排出抑制が図られるものと考ええる。 以上のことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「環境確保条例」及び「東京都建築物環境配慮指針」に示される「事業者の責務」の内容を満足するものと考ええる。</p>

●東京都告示第九百八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十条第一項の規定により指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百一十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

事業者の種類	特定施設入居者生活介護	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社らいふ	ホームステーションらいふ	練馬区桜台三丁目四番二号	大田区萩中三丁目十四番二	十号	令和三年二月一日
株式会社らいふ	水川台	大田区萩中三丁目十四番二	大田区大森西	七丁目六番三	令和三年三月一日

事業者の種類	特定施設入居者生活介護	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社東日本福祉経営サービス	ローベル西荻	杉並区西荻北三丁目十一番二十五号	同日		
HITOWA ケアサービス株式会社	イリーゼ福生	福生市大字福生二千三百三番地一	令和三年六月一日		

●東京都告示第九百九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止

の届出があったので、同法第七十八条第二号及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第三百一十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

事業者の種類	特定施設入居者生活介護	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
SOMPoke アシニアライフサポート株式会社	グレイブスウイズ大森西	大田区大森西七丁目六番三十号	大田区萩中三丁目十四番二	十号	令和三年二月二十八日

●東京都告示第九百十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条第二項の規定により指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第一百五十五条の十及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

事業者の種類	介護予防特定施設入居者生活介護	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社らいふ	ホームステーションらいふ	練馬区桜台三丁目四番二	令和三年一月一日		
株式会社らいふ	水川台	大田区萩中三丁目十四番二	令和三年二月一日		
SOMPoke	グレイブスウ	大田区大森西	令和三年三月		

ア株式会社	イズ大森西	七丁目六番三十号	一月一日
株式会社東日本福祉経営サービス	ローベル西荻	杉並区西荻北三丁目十一番二十五号	同日

●東京都告示第九百十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五十五条第二項の規定により指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第一百五十五条の十及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

事業者の種類	介護予防特定施設入居者生活介護	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
SOMPoke アシニアライフサポート株式会社	グレイブスウイズ大森西	大田区大森西七丁目六番三十号	大田区萩中三丁目十四番二	十号	令和三年二月二十八日

●東京都告示第九百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第六十四条の規定による届出があったので、法第六十九条及び指定自立支援医療機関の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第三十三号）第五条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年七月二日

病院又は診療所(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
たけうち診療所	細上町クリニック	武蔵野市中野1-10-6 一鷹北口共同ビル202	新宿区細上町3-15	令和元年7月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
医療法人社団 ウェルエイジング IQクリニック 東京	医療法人社団 ウェルエイジング メンズヘルステクニク東京	千代田区丸の内1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内10階	令和元年7月30日

薬局(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
おりがみ薬局調布店	こはる薬局	調布市布田2-44-8	調布市布田2-44-1	令和元年7月1日
ホック晴信堂薬局 本町店	ホック薬局	福生市本町95-15	福生市志茂35-8	令和元年8月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
なぎさ薬局 白山店	白山薬局	文京区白山5-17-10	令和元年6月1日
なぎさ薬局 せんだき店	せんだき薬局	文京区千駄木2-13-1 ルネ千駄木プラザ1階	同 日
フロンティア薬局御成門店	まゆみ薬局 御成門店	港区西新橋3-23-8馬場ビル1階	令和元年7月1日
アイン薬局 千束店	くるみ薬局	台東区千束3-23-9	令和元年8月1日

(3) 所在地の変更

名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
中川薬局 東青梅店	青梅市東青梅1-7-6	青梅市東青梅1-6-16	平成31年2月4日
経堂わかば薬局	世田谷区経堂5-35-20 シヤルム経堂102	世田谷区経堂4-28 コート経堂1階	令和元年7月1日
川口薬局	府中市白糸台4-14-3 ハレリア1階1号	府中市白糸台5-1-1 ハイタウン武蔵野1階101-2号室	同 日
日本調剤 南島山薬局	世田谷区南島山6-36-10	世田谷区三軒茶屋1-37-2 1階	令和元年8月1日

指定訪問看護事業者等(精神通院医療)

(1) 名称及び所在地の変更

新 名 称	旧 名 称	新 所 在 地	旧 所 在 地	変更年月日
訪問看護ステーション デュエーン荻窪	訪問看護ステーション デュエーン東京	杉並区天沼3-12-10 榎木ビル1階	杉並区松庵3-40-12 西荻窪本町ビル3階	令和元年8月1日

(2) 名称の変更

新 名 称	旧 名 称	所 在 地	変更年月日
あすか訪問看護ステーション	ぽかぽかハビリ訪問看護ステーション	町田市能ヶ谷6-2-50	令和元年5月1日

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年七月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) コーンズ・ハウスⅡ
- 二 店舗所在地 港区芝三丁目四十六番三ほか
- 三 設置者名 コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド
- 四 設置者住所 港区芝三丁目五番一号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 コーンズ・アンド・カンパニー・リミテッド
- 六 新設をする日 令和五年一月一日
- 七 店舗面積の合計 千六百三十四平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 八台

九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗北西側 一台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 八十一平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二・五八立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前十時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後七時

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前九時から午後八時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後八時まで

十七 届出日 令和三年六月十一日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間 令和三年七月二日から同年十一月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年七月二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和三年七月二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 K・P共同ビル
- 二 店舗所在地 武蔵野市吉祥寺本町一丁目六番
- 三 設置者名 株式会社パルコほか十三名
- 四 設置者住所 豊島区南池袋一丁目二十八番二号ほか
- 五 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社関家具ほか六十二名
- 六 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社関家具ほか五十七名
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッドほか七名
- 八 変更前の小売業者の住所 渋谷区恵比寿一丁目十八番十四号 恵比寿ファーストスクエア九階

<p>九 変更後の小売業者の住所</p> <p>(株式会社ジョンマスタートオーガニックグループ) ほか 目黒区大橋一丁目六番十三号(株式会社ジョンマスタートオーガニックグループ) ほか</p>	<p>十 変更前の小売業者の代表者名</p> <p>藤田 雅章(株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド) ほか</p>	<p>十一 変更後の小売業者の代表者名</p> <p>門田 剛(株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド) ほか</p>	<p>十二 変更日</p> <p>令和三年三月二十一日ほか</p>	<p>十三 届出日</p> <p>令和三年六月十四日</p>	<p>十四 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十五 縦覧期間</p> <p>令和三年七月二日から同年十一月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名</p> <p>イオンスタイル御嶽山駅前</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>大田区北嶺町三十七番十三号</p> <p>三 設置者名</p> <p>株式会社田ノ原屋</p> <p>四 設置者住所</p> <p>千代田区東神田一丁目十一番七一 二百二号</p> <p>五 変更前の店舗名</p> <p>イオン御嶽山駅前店</p> <p>六 変更後の店舗名</p> <p>イオンスタイル御嶽山駅前</p> <p>七 変更を行った小売業者の氏名又は名称</p> <p>イオンリテール株式会社</p> <p>八 変更前の小売業者</p> <p>村井 正平</p>
<p>九 代表者名</p> <p>の代表者名</p> <p>井出 武美</p>	<p>十 変更日</p> <p>令和二年五月二十二日ほか</p>	<p>十一 届出日</p> <p>令和三年六月十七日</p>	<p>十二 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十三 縦覧期間</p> <p>令和三年七月二日から同年十一月二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十四 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八 条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る 意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり 意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。 令和三年七月二日</p>	<p>一 店舗名</p> <p>フォレストサイドビル</p> <p>二 店舗所在地</p> <p>府中市宮町一丁目四十一番地</p> <p>三 設置者名</p> <p>株式会社フォルマほか七十九名</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 府中市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p>	
<p>ウ 収受日</p> <p>令和三年六月二十一日</p>	<p>五 縦覧場所</p> <p>東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>六 縦覧期間</p> <p>令和三年七月二日から同年八月二日まで。 ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日 を除く。</p>	<p>七 縦覧時間</p> <p>午前九時三十分から午後四時三十分まで。 ただし、正午から午後一時までを除く。</p>					

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001
定価 一箇月 六、六〇〇円
三〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

